

装官総第5029号
令和2年3月31日
一部改正 装官総第4817号
令和3年3月31日
一部改正 装官総第5709号
令和6年3月29日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

長官官房の装備開発官並びにプロジェクト管理部の事業監理官及び
装備技術官の通称について（通知）

標記について、下記のとおり定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第1号に規定する事項を担当する装備開発官の通称を、装備開発官（統合装備担当）とする。
- 2 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第2号に規定する事項を担当する装備開発官の通称を、装備開発官（陸上装備担当）とする。
- 3 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第3号に規定する事項を担当する装備開発官の通称を、装備開発官（艦船装備担当）とする。
- 4 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第6条第1項第4号に規定する事項を担当する装備開発官の通称を、装備開発官（航空装備担当）とする。
- 5 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第16条第1号に規定する事項を担当する事業監理官の通称を、事業監理官（誘導武器・統合装備担当）とする。

- 6 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第16条第2号に規定する事項を担当する事業監理官の通称を、事業監理官（宇宙・地上装備担当）とする。
- 7 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第16条第3号に規定する事項を担当する事業監理官の通称を、事業監理官（艦船担当）とする。
- 8 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第16条第4号に規定する事項を担当する事業監理官の通称を、事業監理官（航空機担当）とする。
- 9 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第16条第5号に規定する事項を担当する事業監理官の通称を、事業監理官（次期戦闘機担当）とする。
- 10 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第22条第1項第1号に規定する事項を担当する装備技術官の通称を、装備技術官（陸上担当）とする。
- 11 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第22条第1項第2号に規定する事項を担当する装備技術官の通称を、装備技術官（海上担当）とする。
- 12 防衛装備庁内部部局の内部組織に関する訓令第22条第1項第3号に規定する事項を担当する装備技術官の通称を、装備技術官（航空担当）とする。